

1 超えた日数分以上の日数の研修を行うことが必要である。

2 また、基本研修科目又は必修科目で最低履修期間を満たし
3 ていない場合にも、未修了として取扱い、原則として引き続
4 き同一の研修プログラムで当該研修医の研修を行い、不足す
5 る期間以上の期間の研修を行うことが必要である。

6 7 (4) その他

8 プログラム責任者は、研修休止の理由の正当性を判定し、
9 履修期間の把握を行うべきである。研修医が修了基準を満た
10 さなくなる恐れがある場合には、事前に研修管理委員会に報
11 告・相談するなどして、対策を講じ、当該研修医があらかじめ
12 定められた臨床研修期間に研修を修了できるように努める
13 べきである。

14 15 5-2 臨床研修の到達目標（臨床医としての適性を除く）の 16 達成度の評価

17
18 研修の達成度の評価においては、あらかじめ定められた研
19 修期間を通じ、各到達目標について達成したか否かの評価を
20 行い、少なくともすべての必修項目について目標を達成しな
21 ければ、修了として認めるべきではない。

22 個々の到達目標については、研修医が医療の安全を確保し、
23 かつ、患者に不安を与えずに行うことができる場合に当該項
24 目を達成したと考えるべきであり、~~手技等の巧拙は問わない~~
25 ~~こととすべきである。~~

26 27 5-3 臨床医としての適性の評価

28
29 管理者は、研修医が以下に定める各項目に該当する場合は